

BSE対策について



牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査の結果について（平成30年3月分まで）

◎ BSEスクリーニング検査の結果は以下のとおり。

（1）前年度までの検査の結果

搬入日	症状を呈する牛 ^{※1}		下記月齢の牛 ^{※4}		その他の牛		計		総計
	陰性	陽性 ^{※3}	陰性	陽性 ^{※3}	陰性	陽性 ^{※3}	陰性	陽性 ^{※3}	
平成13年10月18日～平成25年3月31日	63,438	9	5,411,440	74 ^{※2}	8,572,162	88	14,047,040	171	14,047,211
平成25年4月1日～平成25年6月30日	778	0	104,972	0	184,183	0	289,933	0	289,933
平成25年7月1日～平成26年3月31日	159	0	157,262	0	360	0	157,781	0	157,781
平成26年4月1日～平成27年3月31日	204	0	195,099	0	337	0	195,640	0	195,640
平成27年4月1日～平成28年3月31日	55	0	188,146	0	315	0	188,516	0	188,516
平成28年4月1日～平成29年3月31日	63	0	172,333	0	253	0	172,649	0	172,649

（2）今年度の検査の結果

搬入日	症状を呈する牛 ^{※1}		その他の牛		計		総計
	陰性	陽性 ^{※3}	陰性	陽性 ^{※3}	陰性	陽性 ^{※3}	
平成29年4月1日～4月30日	158	0	2	0	160	0	160
平成29年5月1日～5月31日	162	0	0	0	162	0	162
平成29年6月1日～6月30日	191	0	0	0	191	0	191
平成29年7月1日～7月31日	187	0	0	0	187	0	187
平成29年8月1日～8月31日	247	0	0	0	247	0	247
平成29年9月1日～9月30日	230	0	0	0	230	0	230
平成29年10月1日～10月31日	175	0	0	0	175	0	175
平成29年11月1日～11月30日	161	0	0	0	161	0	161
平成29年12月1日～12月31日	121	0	0	0	121	0	121
平成30年1月1日～1月31日	94	0	0	0	94	0	94
平成30年2月1日～2月28日	100	0	0	0	100	0	100
平成30年3月1日～3月31日	83	0	1	0	84	0	84
計	1,909	0	3	0	1,912	0	1,912

（1）（2）の合計

計		総計
陰性	陽性 ^{※3}	
15,053,471	171	15,053,642

※1 生後24ヶ月以上の牛のうち、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する牛

※2 BSE確認検査の結果、陰性と判断するには至らなかった1頭を含む

「第12回牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議の結果について」 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/03/h0327-2.html>

※3 BSEスクリーニング検査結果陽性の検体は、牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議の委員が確認検査を実施しBSEの診断を行う。

BSE検査開始以降にBSEと診断された牛は、21頭（平成13年9月に千葉県で確認された1例目及び死亡牛検査で確認された14例を含め、国内では36頭）。

各陽性牛に関する詳細については、「牛海綿状脳症（BSE）等に関するQ&A」 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/shokuhin/bse/topics/tp010308-1.html に掲載

※4 （1）表中の月齢は、次のとおりです。

平成13年10月18日～平成25年3月31日に搬入：生後30ヶ月齢以上の牛

平成25年4月1日～平成25年6月30日に搬入：生後30ヶ月齢超の牛

平成25年7月1日～平成26年3月31日に搬入：生後48ヶ月齢超の牛

平成26年4月1日～平成27年3月31日に搬入：生後48ヶ月齢超の牛

平成27年4月1日～平成28年3月31日に搬入：生後48ヶ月齢超の牛

平成28年4月1日～平成29年3月31日に搬入：生後48ヶ月齢超の牛

◎ めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症（TSE）のスクリーニング検査結果

平成17年10月1日～平成30年3月31日までの検査頭数

56,709 頭（全て陰性）

BSE対策に関する調査結果(平成29年9月末日分)

平成30年3月
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

1 調査の趣旨

食品安全委員会が平成24年10月及び平成25年5月に取りまとめた、牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価を踏まえ、関係省令を改正し、全月齢の頭部(舌及び頬肉を除く。)、脊髄及び回腸遠位部から、30か月齢以下の頭部(扁桃を除く。)及び脊髄を除外し、BSE検査対象月齢を21か月齢以上から30か月齢超(平成25年4月)、さらに48か月齢超(平成25年7月)とした。このため、特定部位の除去対象月齢(30か月齢超)や検査対象月齢(48か月齢超)による分別管理について、ガイドラインで具体的な方法を示した(平成25年2月、同年6月、平成27年3月)。さらに、平成29年4月1日から健康牛のBSE検査が廃止となり、分別管理については特定部位の除去対象月齢(30か月齢超)及びBSEスクリーニング検査を実施した病畜が対象となった。

と畜場においては、常駐していると畜検査員の監督下で、日々、と畜場側の衛生管理責任者及び作業衛生責任者の管理による特定部位の除去、廃棄及び焼却等が行われており、関係法令及び関係通知の遵守状況を確認するため、と畜場における、BSE対策に関する実態調査を定期的に行っている。

2 調査結果

	平成29年 9月末	平成28年 9月末
1 調査対象施設	139 施設	141 施設
牛のみのと畜場数	75 施設	79 施設
牛及びめん山羊のと畜場数	60 施設	58 施設
めん山羊のみのと畜場数	4 施設	4 施設
2 通常の牛のスタンニング方法		
(1)スタンガン(とさつ銃)のみを使用していると畜場数	121 施設	123 施設
(2)スタンガン及びと畜ハンマーを併用していると畜場数	8 施設	8 施設
(3)と畜ハンマーのみを使用していると畜場数	6 施設	6 施設
(4)圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数	0 施設	0 施設
3 月齢による分別管理について		
(1)分別管理を行っている月齢		
① 30か月齢以下、30か月齢超～48か月齢以下、48か月齢超の3区分に分別管理している	施設	66 施設
② 48か月齢以下、48か月齢超の2区分に分別し、全ての牛の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)、脊髄を特定部位として取り扱っている	施設	71 施設
① 30か月齢以下、30か月齢超に区分し、分別管理している	69 施設	施設
② 全ての牛の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)、脊髄を特定部位として取り扱っている	66 施設	施設
(2)分別管理の方法 (平成29年9月末は、(1)で①と回答した分別管理を行っている施設の内数)		
① 曜日等、日によって分別管理している	2 施設	6 施設
② 時間によって分別管理している	13 施設	21 施設
③ と室等、場所によって分別管理している	0 施設	0 施設
④ ①から③で分別せず、タグ等により識別して分別管理している	40 施設	81 施設
⑤ その他	14 施設	29 施設

4 30か月齢以下の牛の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)の使用について		
(1) ① 作業場所により30か月齢超の牛の頭部と分別している	8 施設	10 施設
② 時間により30か月齢超の牛の頭部と分別している	22 施設	22 施設
③ その他の方法により30か月齢超の牛の頭部と分別している	17 施設	14 施設
④ 30か月齢以下の牛の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)を食品として使用していない	88 施設	91 施設
(2) ① 30か月齢超の牛の頭部から、舌、頬肉及び皮以外の部位を除去していないことについて、処理後に、と畜検査員の確認を受けている。	134 施設	136 施設
② 30か月齢超の牛を受け入れていない	1 施設	1 施設
5 舌扁桃の除去について		
(1)左右の最後位有郭乳頭を結ぶラインを垂直に切断している	11 施設	13 施設
(2)最後位有郭乳頭から舌根側にかけて舌表面(上皮～粘膜固有層)を除去している	93 施設	98 施設
(3)その他	31 施設	26 施設
6 牛の特定部位の焼却について (重複を含む)		
(1)と畜場内の施設で焼却している	25 施設	32 施設
(2)産業廃棄物処理業者に委託し焼却している	31 施設	34 施設
(3)市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している	14 施設	15 施設
(4)専用の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	52 施設	50 施設
(5)専用の化製場以外の化製場で肉骨粉にしてから焼却している	14 施設	12 施設
7 文書の作成等に関すること		
(1)特定部位の処理に係る点検及び確認並びに記録について		
①SSOPに定められた頻度で点検を実施し、記録を保管している	139 施設	141 施設
②SSOPに定められた頻度で点検を実施しているが、記録を保管していない	0 施設	0 施設
③SSOPを定めていない。	0 施設	0 施設
(2) SSOPに関して不備等があり見直しを指導した施設 (9に再掲)	2 施設	2 施設
8 HACCPに関すること		
(1) HACCPによる衛生管理を行っている施設数 (注:BSE以外の衛生管理項目も含む)	52 施設	44 施設
(2) 月齢による分別管理・特定部位の取扱いをHACCPプランのCCPとして管理している施設	1 施設	1 施設
9 指導に関すること		
(1) 平成28年10月1日～平成29年9月30日までの間で特定部位の取扱いに関して指導票等の文書により改善を指導した施設	2 施設	3 施設
(2) (1)で指導した内容について		
○ 保管している特定部位の数量を適切に確認し、保管許可期限を十分に把握すること。 ○ と畜場法施行規則第3条第1項第24号イ及び特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドラインに基づき作成された、分別管理のための標準作業書について、ガイドラインに基づく適切な改訂を行うこととその順守を行うこと。		

各国輸入実績

国名	品目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		総計	
		届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)	届出件数	重量(トン)
米国	肉	17,656	204,823	17,010	191,860	14,829	161,073	19,612	212,477	23,498	241,399	92,605	1,011,632
	内臓	12,001	38,448	12,122	40,616	11,960	42,761	14,101	49,897	16,461	54,559	66,645	226,281
米国 集計		29,657	243,271	29,132	232,476	26,789	203,834	33,713	262,373	39,959	295,958	159,250	1,237,913
カナダ	肉	904	12,904	1,006	15,805	871	8,687	1,254	14,505	1,430	20,392	5,465	72,292
	内臓	680	2,873	671	3,256	1,033	4,539	1,374	6,060	1,337	6,132	5,095	22,860
カナダ 集計		1,584	15,777	1,677	19,061	1,904	13,225	2,628	20,565	2,767	26,524	10,560	95,152
フランス	肉	322	127	351	217	384	311	397	152	354	121	1,808	927
	内臓	424	9	402	18	385	6	490	79	469	112	2,170	225
フランス 集計		746	136	753	235	769	317	887	231	823	233	3,978	1,152
オランダ	肉	10	9	18	26	26	117	63	113	38	73	155	339
	内臓	12	16	10	14	10	11	59	177	52	284	143	501
オランダ 集計		22	25	28	40	36	128	122	290	90	357	298	840
アイルランド	肉			35	190	54	244	55	234	34	176	178	844
	内臓			29	18	80	252	295	1,154	152	739	556	2,163
アイルランド 集計				64	208	134	497	350	1,388	186	914	734	3,007
ポーランド	肉			10	45	34	648	28	229	39	638	111	1,560
	内臓			3	0	3	0	69	504	79	737	154	1,241
ポーランド 集計				13	45	37	648	97	733	118	1,375	265	2,801
ノルウェー	肉	3	4	1	1					1	4	5	9
	内臓	35	98	33	99			4	12	13	58	85	267
ノルウェー 集計		38	102	34	100			4	12	14	62	90	276
デンマーク	肉							13	8	15	45	28	53
	内臓							35	121	20	120	55	241
デンマーク 集計								48	129	35	164	83	294
イタリア	肉							34	13	136	59	170	73
	内臓							56	45	154	199	210	244
イタリア 集計								90	58	290	259	380	317
総計		32,047	259,310	31,701	252,165	29,669	218,649	37,939	285,780	44,282	325,846	175,638	1,341,751

※集計期間：平成25年4月1日～平成29年3月31日（確定値）、平成29年4月1日～平成30年3月31日（速報値）。ただしアイルランドは平成25年12月2日、ポーランドは平成26年8月1日、デンマークは平成28年2月2日、イタリアは平成28年5月2日以降。ノルウェーは、平成25年4月1日～平成27年1月29日、平成28年2月2日以降。



■ 輸入条件不適合事案(平成29年4月1日以降)

平成30年4月18日現在

オランダ

	施設名	公表日	解除日	不適合の内容
1	Ekro B. V.	H29.4.21	H29.12.8	扁桃の除去が不十分な舌の輸入

フランス

	施設名	公表日	解除日	不適合の内容
1	SOCOPA VIANDES (FR 50.147.002 CE)	H30.2.5	-	扁桃の除去が不十分な舌の輸入

カナダ

	施設名	公表日	解除日	不適合の内容
1	ELBEE MEAT PACKERS LIMITED	H29.6.28	H30.1.10	扁桃の除去が不十分な舌の輸入

ポーランド

	施設名	公表日	解除日	不適合の内容
1	OSI POLAND FOODWORKS SPOLKA Z O. O.	H29.8.28	H30.2.13	扁桃の除去が不十分な舌の輸入

アイルランド

	施設名	公表日	解除日	不適合の内容
1	ABP Cahir	H29.6.14	H29.8.9	扁桃の除去が不十分な舌の輸入



■ BSE対策の経緯

(参考1)

	国 内			輸 入	
	検査対象	SRM除去	その他の動き	米国・カナダ	ヨーロッパ等
H 8. 3 H12. 12					英国産: 禁止 EU産: 禁止
H13. 9 H13. 10	国内で1頭目のBSE感染牛確認				
H13. 10 H14. 6 H15. 5 H15. 12 H16. 2	全頭検査	・除去・焼却義務づけ -頭部(舌・頬肉以外) -せき髄 -扁桃 -回腸遠位部	・肉骨粉飼料完全禁止 ・牛海綿状脳症対策特別措置法の公布	カナダ産: 禁止 米国産: 禁止	
H17. 8 H17. 12 H21. 4 H21. 5	21か月齢以上	・せき柱も使用禁止	・ピッシング禁止 ・OIE総会で「管理されたリスクの国」と認定	20か月齢以下 輸入再開 ※H18.1～7 混載事例発生のため米国産の輸入手続停止	
H25. 2		・30か月齢超のせき柱使用禁止		30か月齢以下輸入再開 米国、カナダ、フランス、オランダ	
H25. 4 H25. 5	30か月齢超	- 除去・焼却義務づけ ・30か月齢超の頭部(舌・頬肉以外)、せき髄 ・全月齢の扁桃、回腸遠位部	・OIE総会で「無視できるリスクの国」と認定(H25. 5)	【以降の再開国】(ブラジルのみ48か月齢以下、その他の国は30か月齢以下) アイルランド ポーランド ブラジル ノルウェー スウェーデン デンマーク イタリア スイス リヒテンシュタイン オーストリア	
H25. 7 H27. 3 H29. 4	48か月齢超 健康と畜牛の検査廃止	・頭部の皮を除外、脊柱の取扱の変更			

BSE発生国への対応

(参考2)

(年度)

国名	OIEリスクステータス	H17	～	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
米国	 無視できる									
カナダ	 管理された									
フランス	 管理された									
オランダ	 無視できる									
アイルランド	 管理された									
ポーランド	 無視できる									
ブラジル	 無視できる									
ノルウェー	 無視できる									
デンマーク	 無視できる									
スウェーデン	 無視できる									
イタリア	 無視できる									
スイス	 無視できる									
リヒテンシュタイン	 無視できる									
オーストリア	 無視できる									
英国	 無視(NI, S) 管理(W, E)									

食安委答申(2/6)
輸入条件協議中

一定条件: SRM除去及び30か月齢以下であること(→)等

(アメリカ及びカナダはH25年1月まで20か月齢以下(→)、オランダはH27年6月まで12か月齢以下(→)、ブラジルは48か月齢以下(→))

NI: 北アイルランド、S: スコットランド、W: ウェールズ、E: イングランド

※ 平成29年3月 フランスからのめん羊肉等の輸入を再開



Ministry of Health, Labour and Welfare